

広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業に係る プロポーザル手続きの開始の公示

平成30年10月26日

次の事業について、プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構 理事長 影本 正之

1 事業の概要

(1) 事業名

広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業

(2) 事業の実施場所

広島市安佐北区亀山南一丁目地内

※新安佐市民病院（仮称。以下「新病院」という。）は、平成33年秋の竣工、平成34年春の開業を目指しています。当該事業は、この新病院内において実施するものです。

(3) 事業内容

受託者が、地方独立行政法人広島市立病院機構が賃貸する新病院の建物の一部（以下「店舗」という。）を賃借し、すべての費用を負担して、保険薬局を設置した上で、所定の期間にわたり運営する事業です。

ア 貸付店舗数

2店舗

イ 貸付面積

1店舗につき100平方メートル。ただし、新病院の建設工事の施工状況により、若干ですが変動することがあります。

ウ 貸付方法

店舗の貸し付けに当たっては、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項に規定する定期建物賃貸借契約を締結します。

エ 貸付期間

10年間を基本とし、貸付期間の始期及び終期は、新病院の開院時期を踏まえ、店舗ごとに協議して決定します。

なお、貸付期間は更新しません。ただし、再契約は妨げないものとします。

2 契約方法

プロポーザルで選定された受託候補者を相手方とする随意契約により契約を締結します。

3 プロポーザルの手続等

プロポーザルの参加資格、実施要項等関係書類の配布期間・配布場所、参加表明の受付、質問の受付・回答、企画提案書の提出、企画提案に対する審査、受託候補者の選定、契約の締結等については、広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業プロポーザル実施要項の定めるところによります。

4 担当部局

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号（広島市立安佐市民病院内）

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 安佐市民病院整備室

電話 082-815-6794（直通）

E-mail hirokikou-honbu@hcho.jp